

令和 2 年 9 月 1 日
運輸安全委員会

エクセル航空株式会社所属ユーロコプター式 A S 3 5 0 B 3 型 J A 3 5 0 D
の航空事故に係る勧告に基づく通報について

平成 30 年 6 月 7 日、那覇空港の北西 4 1 km 付近海上において発生したエクセル航空株式会社所属ユーロコプター式 A S 3 5 0 B 3 型 J A 3 5 0 D の航空事故について、国土交通大臣から、当委員会が行った勧告に基づき講じた施策についての通報を受けましたのでお知らせします。(別添)

本事故については、令和 2 年 2 月 27 日に航空事故調査報告書の公表とともに、国土交通大臣に対して勧告を行っていたところです。(参考)

なお、この通報は、勧告の内容を反映したものとなっています。

(別添)

国空航第1547号

令和2年8月25日

運輸安全委員会

委員長 武田 展雄 殿

国土交通大臣 赤羽 一嘉

エクセル航空株式会社所属ユーロコプター式AS350
B3型JA350Dの航空事故に係る勧告について（通報）

令和2年2月27日付け運安参第105号による標記勧告に基づき、下記に示す施策を講じたので、運輸安全委員会設置法（昭和48年法律第113号）第26条第2項の規定に基づき通報する。

記

国土交通省においては、航空法（昭和27年法律第231号）第62条及び航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第150条の規定により、水上を運航するヘリコプターについては緊急用フロートの装備及び搭乗者全員分の救命胴衣の装備を義務付けているところであるが、標記勧告を踏まえ、新たに以下の対応を行った。

1. ヘリコプターの運航者や関係団体に対して、令和2年2月27日付け国空航第3111号「洋上を運航するヘリコプターの安全対策について」（別紙1）を發出し、
 - ① エンジンを含めた航空機器の確実な作動を図るため、点検・整備及び機長による出発前確認を的確に実施すること
 - ② 緊急用フロートの装備状況及び救命胴衣の配置状況を再確認するとともに、緊急着水時の手順等を改めて確認し遵守すること
 - ③ 陸岸からオートローテーション距離を超えてヘリコプターの水上運航を行う際には、搭乗者全員が救命胴衣を着用するよう可能な限り早期に措置することについて、確実に実施するよう指示した。
2. 運航規程審査要領細則（平成12年1月28日制定、空航第78号）を令和2年7月31日付けで改正し、ヘリコプターを使用する航空運送事業者に対して、次の事項を義務付けることとした。（別紙2）

- ① 単発のヘリコプターがオートローテーションにより陸岸に緊急着陸することが可能な地点を越えて水上を飛行する場合において、搭乗者全員が救命胴衣又はこれに相当する救急用具を着用すること（ただし、救急搬送など医療上の理由により困難な場合を除く。）
- ② 多発のヘリコプターが緊急着陸に適した陸岸から巡航速度で10分に相当する飛行距離以上離れた水上を飛行する場合において、救命胴衣を搭乗者全員が着用するか否かについて、運航形態に応じたリスク分析及び評価を行い、搭乗者全員の安全を確保するための措置を講じること
- ③ ヘリコプターによる **Offshore Operation**（海上の施設又は船舶上のヘリポートを使用する運航をいう。）にあつては、搭乗者全員が救命胴衣又はこれに相当する救急用具を着用すること（ただし、救急搬送など医療上の理由により困難な場合を除く。）

以上

国空航第3111号
令和2年2月27日

(宛先) あて

国土交通省航空局
安全部運航安全課長

洋上を運航するヘリコプターの安全対策について

本日、運輸安全委員会は、平成30年6月7日にエクセル航空株式会社所属ユーロコプター式AS350B3型が、那覇空港を離陸し粟国空港に向け飛行中、那覇空港の北西4.1km付近海上において、海上に不時着水して海中に水没する航空事故に係る航空事故調査報告書を公表しました。

同報告書によれば、本事故は、同機が飛行中、メインローターの回転数が低下し、飛行高度を維持できなくなったため、過大な速度及び降下率で海上に不時着水し、機体が損傷し水没したものと考えられるとしています。メインローターの回転数が低下したことについては、エンジンの系統に何らかの不具合が発生した可能性は考えられるが、不具合の発生箇所及び原因を特定することはできなかったとしています。また、本事故において、同機は非常着水において、過大な降下率のまま海上に不時着水し、緊急フロート及び機体を損傷して水没したものと推定され、機長は、救命胴衣を装着できなかったため、海上に浮遊していた緊急フロートにつかまり救助を待ち、飛行中の救難ヘリコプターによって、墜落13分後に発見され救助されたとしています。

これを受け、運輸安全委員会は、緊急フロートを有効に機能させ、安定した着水を行うためには、機体の速度及び降下率を十分に減少させる必要があるとともに、本事故のように条件が満たされない状況下では、安定した着水が困難となり、搭乗者が救命胴衣を着用して機外へ脱出する時間的余裕が十分でないことが予想されるとして、国土交通大臣（航空局）あてに安全向上策として、運航者に対し、陸岸からオートローテーション距離を超えてヘリコプターの水上運航を行う際には、搭乗者全員が救命胴衣を着用することを求めることについて検討するよう勧告がなされています。

航空局では、航空法（昭和27年法律第231号）第62条及び航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第150条の規定により、洋上を運航するヘリコプターについては緊急フロートの装備及び搭乗者全員分の救命胴衣の配備を義務付けているところですが、貴団体等におかれましても、洋上を運航するヘリコプターの安全確保を図るため、傘下会員及び関係団体等に対し、速やかに本事故調査報告書の内容を周

知するとともに、下記を含む必要な安全対策の確実な実施の徹底をお願いいたします。

なお、運輸安全委員会からの勧告を踏まえた陸岸からオートローテーション距離を超えてヘリコプターの水上運航を行う場合における搭乗者全員に対する救命胴衣の着用義務化については、制度改正の手続きを行っておりますが、その施行を待たずして可能な限り早期に対応できるようご準備願います。

記

1. エンジンを含めた航空機器の確実な作動を図るため、点検・整備及び機長による出発前確認を的確に実施すること
2. 緊急フロートの装備状況及び救命胴衣の配置状況を再確認するとともに、緊急着水時の手順等を改めて確認し遵守すること
3. 陸岸からオートローテーション距離を超えてヘリコプターの水上運航を行う際には、搭乗者全員が救命胴衣を着用するよう可能な限り早期に措置すること(ただし、救急搬送時における医療上の理由等により困難な場合を除く)

以上

(宛先)

総務省消防庁国民保護・防災部防災課長 あて

警察庁生活安全局地域課長 あて

海上保安庁警備救難部管理課長 あて

水管理・国土保全局防災課長 あて

公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 あて

一般社団法人全日本航空事業連合会 会長 あて

一般財団法人日本航空協会 会長 あて

一般社団法人日本新聞協会 会長 あて

一般社団法人日本飛行連盟 理事長 あて

操縦士養成大学連絡協議会 幹事大学

千葉科学大学 危機管理学部 航空技術危機管理学科長 あて

NPO 法人 AOPA-JAPAN 会長 あて

NPO 法人 全日本ヘリコプター協議会 代表理事 あて

「運航規程審査要領細則」の一部改正（新旧対照条文）

別紙2

改正後	改正前
<p>令和2年7月31日 最終改正（国空航第1334号） 航空局安全部運航安全課長 運航規程審査要領細則</p> <p>第3章 運航規程審査基準（その2） （最大離陸重量が5,700キログラム以下の飛行機（第4章に該当する場合を除く。）） （最大離陸重量が9,080キログラム以下の回転翼航空機） （飛行船）</p> <p>10. 緊急の場合においてとるべき措置等 10-7 救急用具等 （1）規則第150条に基づく救急用具（救急医薬品等及び感染症予防用具を除く。）を搭載し、その種類、数、搭載の場所及び取扱方法が明確に定められていること。 （2）規則第150条第1項に規定された救命胴衣を必要とする場合は、搭乗幼児数と同数の幼児用救命胴衣を備えていること。 （3）規則第150条第1項第1号ハの区分にあつては、救命胴衣又はこれに相当する救急用具を搭乗者全員が着用するかどうかについて、運航形態に応じたリスク分析及び評価を行い、搭乗者全員の安全を確保するための措置を講じるようになっていること。 （4）規則第150条第1項第1号ニの区分にあつては、搭乗者全員が救命胴衣又はこれに相当する救急用具を着用するようになっていること。ただし、救急搬送など医療上の理由により困難な場合は除く。 （5）前号に掲げるもののほか、回転翼航空機による Offshore Operation（海上の施設又は船舶上のヘリポートを使用する運航をいう。）にあつては、搭乗者全員が救命胴衣又はこれに相当する救急用具を着用するようになっていること。ただし、救急搬送</p>	<p>令和2年5月14日 最終改正（国空航第412号） 航空局安全部運航安全課長 運航規程審査要領細則</p> <p>第3章 運航規程審査基準（その2） （最大離陸重量が5,700キログラム以下の飛行機（第4章に該当する場合を除く。）） （最大離陸重量が9,080キログラム以下の回転翼航空機） （飛行船）</p> <p>10. 緊急の場合においてとるべき措置等 10-7 救急用具等 （1）規則第150条に基づく救急用具（救急医薬品等及び感染症予防用具を除く。）を搭載し、その種類、数、搭載の場所及び取扱方法が明確に定められていること。 （2）規則第150条第1項に規定された救命胴衣を必要とする場合は、搭乗幼児数と同数の幼児用救命胴衣を備えていること。 （新設） （新設） （新設）</p>

「運航規程審査要領細則」の一部改正（新旧対照条文）

<p><u>など医療上の理由により困難な場合を除く。</u></p> <p><u>(6) 救急用医薬品等及び感染症予防用具については、別に定める「救急の用に供する医薬品及び医療用具並びに感染症の予防に必要な用具について」に従って、搭載及び管理が行われるようになっていること。</u></p> <p><u>(7) 旅客が使用する救急用具については、旅客に対しあらかじめその使用方法及び格納場所を周知せしめるようになっていること。</u></p> <p><u>(8) 国際運航を行う場合にあっては、当該機に搭載された救急用具、救命用具の情報を速かに搜索救難機関に提供できるよう装備の一覧表を備えなければならない旨、記載されていること。</u></p>	<p><u>(3) 救急用医薬品等及び感染症予防用具については、別に定める「救急の用に供する医薬品及び医療用具並びに感染症の予防に必要な用具について」に従って、搭載及び管理が行われるようになっていること。</u></p> <p><u>(4) 旅客が使用する救急用具については、旅客に対しあらかじめその使用方法及び格納場所を周知せしめるようになっていること。</u></p> <p><u>(5) 国際運航を行う場合にあっては、当該機に搭載された救急用具、救命用具の情報を速かに搜索救難機関に提供できるよう装備の一覧表を備えなければならない旨、記載されていること。</u></p>
<p><u>附 則（令和2年7月31日 国空航第1334号）回転翼航空機が水上を飛行する場合の救命胴衣の着用に関する改正</u></p> <p>1. <u>この細則は、令和2年7月31日から適用する。</u></p> <p>2. <u>この細則の適用の際、現に認可を受けている運航規程については、改正後の規定にかかわらず、令和3年1月31日までは、なお従前の例によることができる。</u></p>	<p>(新設)</p>

参 考

運委参第105号
令和2年2月27日

国土交通大臣
赤羽 一嘉 殿

運輸安全委員会
委員長 武田 展雄

エクセル航空株式会社所属ユーロコプター式AS350
B3型JA350Dの航空事故に係る勧告について

本事故において、同機は非常着水において、過大な降下率のまま海上に不時着水し、緊急フロート及び機体を損傷して水没したものと推定される。機長は、救命胴衣を装着できなかったため、海上に浮遊していた緊急フロートにつかまり救助を待ち、飛行中の救難ヘリコプターによって、墜落約13分後に発見され救助された。

緊急フロートを有効に機能させ、安定した着水を行うためには、機体の速度及び降下率を十分に減少させる必要がある。本事故のように条件が満たされない状況下では、安定した着水が困難となり、搭乗者が救命胴衣を着用して機外へ脱出する時間的余裕が十分でないことが予想される。

このことから、当委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、航空事故防止及び航空事故が発生した場合における被害を軽減するため、国土交通大臣に対し、運輸安全委員会設置法第26条第1項の規定に基づき、以下の施策を講じるよう勧告する。

国土交通省航空局は、運航者に対し、陸岸からオートローテーション距離を超えてヘリコプターの水上運航を行う際には、搭乗者全員が救命胴衣を着用することを求めることについて検討すること。